

○三条市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第2条 省令第2条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し
- (2) 建築をしようとする住宅又はその部分が、品確法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関(品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。))が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合するものである場合にあつては、当該型式に係る住宅型式性能認定書(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。)第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。)の写し
- (3) 建築をしようとする住宅又はその部分が、品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等である場合にあつては、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書(品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。以下同じ。)の写し
- (4) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号。以下「告示」という。)第3に掲げる基準を満たすこととなる措置と同等以上の措置(以下この号において「同等以上の措置」という。)が講じられていることの審査を要する場合にあつては、当該同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(登録試験機関(品確法第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。))が行う特別評価方法認定(品確法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。)のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。)を受けた場合にあつては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書)
- (5) 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申出を行う場合において、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する構造適合性判定を要する部分が含まれているときは、新潟県知事又は同法第18条の2第1項の規定による新潟県知事の委任を受けた者が当該計画について同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類

(市長が不要と認める図書)

第3条 省令第2条第3項の市長が不要と認める図書は、次に掲げる事項が省令第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときにおける当該図書とする。

- (1) 前条第2号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えた場合にあつては、当該住宅型式

性能認定書(告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。)において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項(登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項)として指定された事項

(2) 前条第3号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合にあっては、当該型式住宅部分等製造者認証書(認証に係る型式住宅部分等が告示に定める基準以上の性能を有する場合における当該認証に係るものに限る。)において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定された事項

(居住環境の維持及び向上への配慮に係る認定基準等)

第4条 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形式その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る基準は、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る住宅が、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設又は同条第7項に規定する市街地開発事業の区域内に建築されるものでないものとする。ただし、当該都市計画施設又は市街地開発事業の区域内において除却が不要な住宅その他の使用が長期にわたる住宅と市長が認める場合は、この限りでない。

2 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に係る基準は、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る住宅が、次の各号に掲げる区域に建築されるものでないものとする。ただし、当該区域の指定が解除されることが決定している区域その他これに準ずる区域と市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

(4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域

(認定等の申請の取下げ)

第5条 法第5条第1項から第5項まで、法第8条第1項若しくは法第9条に規定する認定又は法第10条に規定する承認の申請をした者が、当該申請を取り下げるときは、取下届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(認定長期優良住宅の建築の完了の報告)

第6条 認定計画実施者は、法第12条の規定により認定長期優良住宅の建築工事が完了した旨の報告を求められた場合には、建築工事完了報告書(様式第2号)に認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を確認することができる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

(建築又は維持保全を取りやめる旨の申出)

第7条 法第14条第1項第2号の規定による申出をしようとする認定計画実施者は、建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(許可申請書の添付書類)

第8条 省令第18条第1項の市長が規則で定める図書又は書面は、建築基準法施行規則(昭和25

年建設省令第40号)第1条の3第1項の表に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図並びに申請理由書その他市長が必要と認める書類とする。

(委任)

第9条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成27年5月規則第29号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則(平成28年4月規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(令和3年4月規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

附則(令和4年1月規則第1号)

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

取 下 届

年 月 日

（宛先）三条市長

住 所
届出者
氏 名

次のとおり申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

申 請 の 種 類	
申 請 年 月 日	年 月 日
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築
申請に係る住宅の位置	
取 下 げ の 理 由	

（注意）

届出者が法人である場合には、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

建築工事完了報告書

年 月 日

（宛先）三条市長

住 所
報告者
氏 名
電話番号

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので、当該建築工事が認定長期優良住宅建築等計画に従って行われた旨を確認することができる書類を添えて、次のとおり報告します。

記

認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築
認定に係る住宅の位置	
建築工事完了年月日	年 月 日
認定長期優良住宅建築等計画に従って住宅の建築工事が完了したことを確認した建築士等	(級)建築士 ()登録第 号 住所 氏名 (級)建築士事務所 ()知事登録第 号 所在地 名称
法第8条に規定する軽微な変更をした場合にあつては、その内容	
定期点検等実施予定者の住所氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕	

（注意）

- 1 報告者が法人である場合には、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。
- 2 認定年月日及び番号の欄について、変更認定を受けている場合は、その変更の認定年月日及び番号を記入してください。

様式第3号（第7条関係）

建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

（宛先）三条市長

住 所
申出者
氏 名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるので、次のとおり申し出ます。

記

認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築
認定に係る住宅の位置	

（注意）

- 1 申出者が法人である場合には、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。
- 2 認定年月日及び番号の欄について、変更認定を受けている場合は、その変更の認定年月日及び番号を記入してください。